**先端設備等導入計画チェックシート（令和６年度版）**

令和　　年　　月　　日

【申請者】

|  |  |
| --- | --- |
| 事業者名 |  |
| 担当者名 |  |
| 連絡先 | （電話番号） |

【確認書発行機関】

|  |  |
| --- | --- |
| 認定経営革新等支援機関名 |  |
| 担当者名 |  |
| 連絡先 | （電話番号） |

【下記項目について提出前に確認を行い、右側申請者欄にチェックしてください】

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| チェック項目 | | | 申請者 | 市 |
| ①必要な提出書類を確認してください | | | | |
| １ | 申請時に必須 | 先端設備等導入計画に係る認定申請書 | □ | □ |
| ２ | 先端設備等導入計画 | □ | □ |
| ３ | 先端設備等導入計画に関する確認書（労働生産性年平均３％以上）※認定経営革新等支援機関発行 | □ | □ |
| ４ | 投資計画に関する確認書（年平均投資利益率５％以上）※認定経営革新等支援機関発行 | □ | □ |
| ５ | 市税完納証明書 | □ | □ |
| 1. －2　賃上げ方針を表明し、課税標準額が１／３に軽減される措置を受けたい場合に提出してください | | | | |
| ６ | | 従業員へ賃上げ方針を表明したことを証する書面（給与支給額増加率1.5％以上）※新規申請のみ | □ | □ |
| ①－3　ファイナンスリース取引で、リース会社が固定資産税を納付する場合のみ提出してください | | | | |
| ７ | | リース契約見積書（写し） | □ | □ |
| ８ | | (公社)リース事業協会が確認した固定資産税軽減計算書（写し） | □ | □ |

【下記項目について申請書・計画等の記載内容の確認を行い、右側申請者欄にチェックしてください】

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| ②記載内容を確認してください | | | |
| ９ | 申請書に住所、記名、押印（法人の場合は実印。自署の場合、押印省略可）がされていますか | □ | □ |
| １０ | 事業者の氏名又は名称、代表者名、法人番号（ある場合のみ）、資本金又は出資の額、常時使用する従業員の数、主たる業務（日本標準産業分類の中分類）を記載していますか。 | □ | □ |
| １１ | 認定対象の中小企業者ですか。 | □ | □ |
| １２ | 計画期間は、３年、４年、５年のいずれかの期間となるように記載していますか。 | □ | □ |
| １３ | ①自社の事業概要、②自社の経営状況について記載していますか。 | □ | □ |
| １４ | 先端設備等の導入について、①具体的な取組内容、②将来の展望について具体的に記載していますか。 | □ | □ |
| １５ | 先端設備等の導入による労働生産性が年平均３％以上向上する目標になっていますか。  （３年：９％以上、４年：１２％以上、５年：１５％以上） | □ | □ |
| １６ | 先端設備等の設備名/型式、導入時期、所在地、設備等の種類（省令に定める設備）、単価、数量、金額を記載していますか。 | □ | □ |
| １７ | 先端設備等の導入時期は、計画期間内となっていますか。 | □ | □ |
| １８ | 資金調達方法には、自己資金、融資、補助金等を記載していますか。 | □ | □ |
| １９ | 同一の使途・用途であっても、複数の資金調達方法により資金を調達する場合には、資金調達方法ごとに項目を分けて記載していますか。 | □ | □ |
| ２０ | 雇用に関する事項には、賃上げ方針を従業員に対して表明した内容を記載していますか。（賃上げ方針を伴う計画を申請しない場合は記載不要です） | □ | □ |

【市確認欄】

１　認定要件の確認

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 認定要件  （生産性向上特別措置法　第40条第4項） | 確認項目 | 確認資料 | 適合の有無 |
| 先端設備等導入計画が導入促進指針及び島原市の導入促進基本計画に適合するものであること。 | 計画期間が計画認定から３年、４年、５年のいずれかであること。 | □先端設備等導入計画 | □適合  □不適合 |
| 先端設備等であること。 | □先端設備等導入計画 | □適合  □不適合 |
| 労働生産性の向上目標が年率平均３％以上であること。 | □先端設備等導入計画  □先端設備等導入計画に関する確認書 | □適合  □不適合 |
| 先端設備等の導入促進に際し配慮すべき事項に抵触しないこと。 | □先端設備等導入計画 | □適合  □不適合 |
| 先端設備等導入計画が円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること。 | 同左 | □先端設備等導入計画  □先端設備等導入計画に関する確認書 | □適合  □不適合 |

２　補助金等の活用予定

　□あり　　□なし

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 補助金等の名称 |  | 申請時期 | 年　　　月頃 |

３　固定資産税の特例の利用予定

　□あり　　□なし

４　備考

（先端設備等導入計画の認定）

第四十条　同意導入促進基本計画に基づく先端設備等の導入（以下「先端設備等導入」という。）をしようとする中小企業者は、その実施しようとする先端設備等導入に関する計画（以下この条及び次条において「先端設備等導入計画」という。）を作成し、経済産業省令で定めるところにより、その導入する先端設備等の所在地を管轄する特定市町村（同意導入促進基本計画を作成した市町村をいう。以下同じ。）に提出して、その認定を受けることができる。

２　二以上の中小企業者が先端設備等導入を共同で行おうとする場合にあっては、当該二以上の中小企業者は共同して先端設備等導入計画を作成し、前項の認定を受けることができる。

３　先端設備等導入計画においては、次に掲げる事項を記載しなければならない。

　一　先端設備等の種類及び導入時期

　二　先端設備等導入の内容

　三　先端設備等導入に必要な資金の額及びその調達方法

４　特定市町村は、第一項の認定の申請があった場合において、その先端設備等導入計画が次の各号のいずれにも適合すると認めるときは、その認定をするものとする。

　一　当該先端設備等導入計画が導入促進指針及び当該特定市町村の同意導入促進基本計画に適合するものであること。

　二　当該先端設備等導入計画に係る先端設備等導入が円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること。

５　特定市町村は、第一項の認定をしたときは、経済産業大臣に対し、遅滞なく、その旨を通知しなければならない。